

令和6年度獣医事審議会

第2回 計画部会

農林水産省消費・安全局

午後4時43分 開会

○岩田課長補佐 定刻より少しだけ早いですが、本日参加予定の委員が全員そろいましたので始めさせていただきます。

ただいまから、令和6年度獣医事審議会第2回計画部会を開催いたします。

本日は午前中から獣医事審議会及び各部会を実施しています。時間も限られていますので、計画部会における事務局からの冒頭挨拶は省略とさせていただきます。

1点、事務的な説明をさせていただきます。オンライン参加の委員の皆様方には画面は常時表示した状態をお願いいたします。御発言の際には「手を挙げるボタン」を押していただきまして、部会長の指名を受けてからマイクのミュートを解除し、御発言をいただきますようお願いいたします。

御発言終了後は「手を挙げるボタン」をオフにして再度マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

本計画部会の議事進行につきましては、佐伯部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○佐伯部会長 では、本日の議事進行を務めます佐伯です。よろしくお願いいたします。

報道関係者の方の冒頭カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、次に、委員の出欠状況について事務局から報告をお願いいたします。

○岩田課長補佐 獣医事審議会計画部会は、委員16名、臨時委員5名の計21名となっております。本日は金子委員、柊木委員、高橋委員より欠席の御連絡をいただいております。御出席は18名です。

獣医事審議会令第5条に定める定足数の過半数を充足していることを報告いたします。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

次に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○岩田課長補佐 まず、議事1「鹿児島県における産業動物獣医療提供体制に関する調査概要」、議事2「獣医療法に基づく都道府県計画中間取りまとめ」及び議事3「獣医師法第16条の2第1項の規定に基づく診療施設の名称変更等について」に関する資料は、配付資料一覧、議事次第、座席表、獣医事審議会計画部会委員・臨時委員名簿が冒頭にきています。

その次に資料1「鹿児島県における産業動物獣医療提供体制に関する調査概要」、参考資料1「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針及び都道府県計画についての

関連資料」、資料2「獣医療法に基づく都道府県計画中間取りまとめ」を御用意しております。

資料3以降は非公開の部分になりますので、後ほど御説明させていただきます。

この時点で落丁等ございましたら事務局までお申し出ください。

なお、議事1及び2の議事録につきましては、配付資料とともに当省ホームページに掲載させていただきますので御承知おきください。

事務局からは以上でございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

朝から御参加の委員の先生も多くいらっしゃると思います。お疲れかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

本日は、お手元の議題に沿って進行いたします。それぞれの議事について事務局、委員から御説明をいただいた後、まとめて質疑の時間を設けさせていただきたいと思います。

なお、議事1につきましては産業動物獣医師の確保対策に精力的に取り組まれている鹿児島県の実施状況を確認するため、上家委員、上松臨時委員に現地調査に御出張いただいたことから、報告概要を御出張いただいた上家委員、上松臨時委員から御報告をいただき、随行した事務局から補足説明していただければと思います。

それでは議事1「鹿児島県における産業動物獣医療の提供体制に関する調査概要」について、まずは事務局より法制度などについて説明をお願いいたします。

○岩田課長補佐 それでは、事務局より現地調査結果の報告に先立ちまして、参考資料1より制度の概要や都道府県計画の策定状況の現状等を簡単に御説明いたします。

参考資料1を御用意ください。

ページをめくっていただきまして1ページ目、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針というものを国で策定しております。

その国で作った基本方針に基づき、都道府県がそれぞれ具体的な目標を策定するように都道府県計画を策定しているところでございます。

この基本方針等の実現に資するために、取組状況の定期的な検証を行うこととされていることから、平成24年度より現地調査を実施しているものとなります。

昨年度の計画部会では、国内有数の酪農地帯である一方で、NOSA Iの診療所を持たずに産業動物獣医療体制を提供している独自性や、競走馬総合研究所といった馬を扱う施

設について、茨城県の状況を前計画部会委員の川上委員、和田委員、安齊臨時委員に御報告いただき、今後の取組の参考として都道府県に報告書を情報提供しております。

今年度は、昨年11月に上家委員と上松臨時委員に鹿児島県を調査いただきました。こちらは国内有数の畜産規模を誇り、数多くの離島を擁する鹿児島県ならではの遠隔診療の取組状況や鹿児島県曾於市と鹿児島大学共同獣医学部が連携して整備した南九州畜産獣医学拠点（SKLV）などの特徴的な取組を委員の先生方に知っていただくことが国の基本方針のフォローアップに寄与し、他県に参考としていただけるものと考え、調査先として選定いたしました。

参考資料1のその他の部分につきましては、御参考となりますので、また後ほど御確認いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

それでは、報告概要について、まずは上家委員に御報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○上家委員 麻布大学の上家でございます。

鹿児島県での調査結果について御報告いたします。

資料1をお手元に用意していただいて、まず資料1の2ページ目を御覧ください。

昨年11月11日・12日の2日間にわたり、鹿児島県において、鹿児島県庁、NOSA I かごしま、鹿児島県の三島村にて開業の産業動物獣医師、そして、南九州畜産獣医学拠点のSKLVを訪問し、お話を伺いました。

まずは、現地調査の前提情報として、鹿児島県の畜産及び県計画の概要を御説明いたします。鹿児島県は、肉用牛・豚ブロイラーの飼養頭羽数が全国一位を占めており、鹿児島県の農業産出額の約6割を占めるほど畜産が盛んです。

資料の3ページ目を御覧ください。

鹿児島県が令和3年の3月に策定した獣医療提供体制を整備するための県計画について、産業動物獣医師の確保目標数のみを抜粋して紹介しますと、令和12年度を目標として、産業動物臨床獣医師の目標数を策定時プラス15名の342名を確保目標人数として設定しております。

また、農林水産分野における公務員獣医師の目標数は、定員数に基づき、調査時プラス7名の105名と設定しております。こちらが概要になります。

では、初めに鹿児島県庁における現地調査の概要を説明いたします。

資料の4ページ目を御覧ください。

県内の家畜衛生系の獣医師職員は、県庁、家保、畜産試験場等に合計98名配置されています。家畜衛生公務員は47都道府県で約3,000人、1県平均が約60人ということですので、獣医師の数としては県としては多い方だと言えます。

一方、定員に対して、農林分野で7名、公衆衛生分野で15名の欠員となっております。また、近年の鳥インフルエンザをはじめとした家畜伝染病の多発により、獣医師の業務量が増加しているとのことで、現状の定員が適切かどうか検討が必要だと思われました。

獣医師確保対策としては、初任給調整手当を月額6万円まで増額したほか、県単独予算での修学資金などを実施しています。採用職員のおおよそ半分が修学資金利用者とのことで、一定程度の効果は実感しているとのことでした。

加えて、職員のスキル向上、離職防止対策として職員立案型の研修制度を用意しており、自らこの研修制度を利用して計画をすれば、アメリカやヨーロッパにも研修として行くことができるということです。

家保における業務として、以前は奄美大島といった島しょ部の無獣医地域で診療業務をやっていましたが、現在は開業獣医師などを確保できており、無獣医地区がなくなったということです。

そのため、これらの島しょ部での診療業務は家保としては実施していないとのことでした。無獣医地域が出てきた場合には、家畜保健所で診療せざるを得ない場合もあると認識しているということです。今後家保がこれらの地域に担う役割は変化が求められる可能性はあるというふうに考えられます。

人手不足から、今後は真に獣医師でなければならない仕事を精査する必要があるともおっしゃっており、具体的には農家さんに任せるような業務が増やせないかなど、そして、獣医師は管理業務に専念する形も今後は考慮する必要があるのではないかというふうに考えておられます。

そのためには、獣医師でない農家さんたちの実務教育の在り方ということも考えなければならぬというふうに思いました。

続いて、NOSA I かがしまにおける現地調査の概要を説明いたします。

資料の5ページを御覧ください。

まず、現状説明として、NOSA I かがしまには獣医師が138人在籍しており、その8

割近くが男性ということでした。年齢分布には偏りがあり、若手といわゆる就職氷河期世代の獣医師が少ないということでした。

就業環境に関して月平均で休日当番が5日、夜間当番が7日、もしくは8日ある状況で、獣医師の負担が非常に大きいということが分かります。年間の平均定例休日数は83日と少なめですが、有給取得率は67.5%にとどまっており、獣医師が十分に休めていない状況からも負担が非常に大きいということが分かります。

休日当番の代休消化は取れるということでしたが、さらに有給をそこに上乗せして取得するほどの業務的な余裕がないということです。

15名募集するなど採用枠を増やし、確保対策を強化していますが、思うように確保できておらず、また業務過多などを理由として若手の退職もあり、十分な人員とはなっていません。

実際に、北薩診療所と大島診療所では獣医師に欠員が生じています。また、島しょ部を抱えている分、高い輸送費、医薬品費が診療所の経営を圧迫しているとのことで、地域的な特性による難しさということもあるようでした。

獣医師の確保対策としては、修学資金事業の活用や、大学へのリクルートなどを実施しているほか、診療の効率化に向け、遠隔診療の導入などを行っているとのことです。

一方、遠隔診療については、デバイス操作の難しさや、それから特に島の中での電波の問題があり、診療の効率化による劇的な業務改善とはなっていないという印象を受けました。

今後の課題として、まずは獣医師の負担を減らし、休日を確実に確保できる体制の構築が必要との認識です。そのためには、確保対策の着実な実行により、人手を確保するとともに、遠隔診療の更なる効果的な活用が求められます。

多くのNOSA Iにおいて、全国的に同様の課題があるかと思いますが、就職氷河期世代の人員不足や年配職員の定年退職、若手職員の途中退職により人手が減り、残った獣医師に負担が偏るというような状況が発生しています。

一方で、診療所の収支が悪化したため、そもそも職員の募集をかけることができないという診療所もあるとのことでした。診療所の収支を改善し、着実な確保対策と、遠隔診療などによる業務の効率化及び休日確保促進などの就職環境整備を進め、獣医師が継続して勤務できる職場をつくることが急務であるというふうに感じました。

私からは最後に、鹿児島県三島村の開業産業動物診療所における現地調査の概要を御説

明いたします。

資料の 6 ページ目を御覧ください。

三島村は竹島、硫黄島、黒島の三つの島から成る村で、鹿児島県の薩摩半島南端から南南西に約40kmの位置にあります。人口は3島合わせておよそ350人です。牛の頭数の方が人よりも多い村として知られています。

三島村の畜産の飼養規模は、農家が26戸、黒毛和牛の繁殖雌牛が500頭ほどで、基本的には放牧での飼養形態です。NOSA I の共済については、死亡事故共済のみを取り入れているとのことでした。

村は、いわゆるUターンやIターン者の定住奨励を重点政策に据えており、村の外からの移住者を募り、移住家族には子牛1頭、約50万円相当のプレゼントと牛舎の貸出し、さらに家族数に応じて3年間の生活助成金を毎月支給するほか、新築戸建ての村営住宅を格安の家賃で提供するといった、かなり充実した就農支援と定住推進策を講じているとのことでした。

診療所は「出張往診」と、それから「遠隔診療」の組合せにより、三島村において獣医療を提供していました。出張往診には、予防注射や妊娠鑑定、去勢、除角、それから各種検査や病性鑑定等が含まれます。月1回のペースで3島を回っているとのことでした。

遠隔診療には指示書の発行や農家への対応指示などが含まれ、こちらはちょっとすごい体制なんですけれども、24時間365日体制ということだそうです。

三つの島が存在する都合上、頻繁な出張対応が困難であり、遠隔診療を効果的に使われているという印象でした。遠隔診療は村予算で島内の牛舎と住宅を中心に光回線が導入されたことが契機となり、開始したとのことでした。

右側の写真のとおり、畜産農家側が動画や画像を送信し、獣医師側がメッセージ系SNSなどでそれらを確認し、対応を指示するという体制で、これを24時間365日体制で対応しているということです。

村からは、リモートコンサルティング対価として月5万円の支給ということです。24時間365日体制で月5万円ということでした。獣医さんとしてはこの5万円でも支給していただけるのは非常にありがたいというふうなコメントをおっしゃっていましたが、ちょっとこの辺は大変なことであるというふうな認識です。

遠隔診療の導入以降、死亡率が低下傾向にあり、一定の成果を上げているようでした。今後の課題としては、村の生産規模の拡大と更なる飼養衛生管理の向上のほか、やっぱり

若い獣医師が興味を持って向上心を持って取り組めるような遠隔診療、それから生産獣医療などの現場の取組の実施が挙げられます。

私からは報告は以上です。

○佐伯部会長 上家委員、ありがとうございました。

続いて、上松臨時委員から御説明をお願いいたします。

○上松臨時委員 宮崎県農業共済組合生産獣医療センターの上松でございます。

私からは、南九州畜産獣医学拠点（SKLV）における現地調査の概要を説明します。

資料の7ページ目を御覧ください。

南九州畜産獣医学拠点は、畜産が基幹産業である鹿児島県曾於市と鹿児島大学共同獣医学部が連携し、旧鹿児島県立財部高校跡地を整備した将来の畜産業、獣医療を担う人材の育成、新たな産業の創造や交流人口の増加を目的とした複合施設となっており、昨年4月より運営を開始しております。

南九州畜産獣医学拠点が位置する曾於市は、令和4年における農業生産額が全国10位であり、畜産については全国3位の規模を誇ります。曾於市は県内における肉用牛の一大生産地帯であるとともに、豚やブロイラーについても大生産地帯となっております。

SKLVの施設は牛舎や鶏舎が含まれる産業動物モデル飼育エリア、屋内馬場や厩舎、トレッキングコースなどが含まれる馬エリア、講義室やレンタルオフィス、宿泊施設などが含まれる地方創生エリアの3エリアに分かれています。

産業動物モデル飼育エリアには、黒毛和種牛350頭規模を一貫飼育でき、出産から出荷までの全ての工程で実習が可能である次世代閉鎖型牛舎や、天井にカメラを45台設置し、鶏の育成状況をデータ化して解析可能な研究用鶏舎があります。

いずれも動物福祉に配慮した飼育が可能であり、ローカル5G環境を整備することでスマート畜産の実践も可能になっています。

馬エリアには、20頭規模の厩舎や、旧財部高校体育館を改修した屋内馬場、クラブハウス、トレッキングコースなどがあり、民間福祉事業者による乗馬事業・ホースセラピー事業も実施しています。

地方創生エリアには、講義室や1泊3,000円で最大28名を受入れ可能な宿泊施設、福祉スペース、レンタルオフィスなどがあり、現在レンタルオフィスには、養豚生産管理システムや畜産資材などを扱う企業が入居中です。

実習については、全国から獣医学生を受け入れており、令和6年度は合計130名ほどを



受入れ予定とのこと。受入れ学生の人数が多い大学としては、麻布大学や岡山理科大学などが挙げられるとのことでした。

学生の実習費用は無料で、宿泊する際、宿泊費として1泊3,000円の費用負担が生じます。受入れコースとしては、牛、馬、鶏、豚を対象とした総合コース、牛専修コース、馬専修コース、家畜衛生専修コースの4コースを開講しています。

総合コースでは、各種動物の飼養衛生管理法を中心に学ぶほか、牛専修コース・馬専修コースでは、牛や馬のハンドリングや各種検査法などにより、より発展的な内容を学びます。

また、家畜衛生専修コースでは、各種動物の防疫、衛生管理を中心に、疾病の検査、疫学調査等のより実践的な手技や技能を学ぶとのことでした。

実習に参加した学生からは、4種類の産業動物と触れ合う時間が非常に多い点、講義と実習がセットになっていることで知識が定着する点、他大学の学生とのコネクションが作れる点などで高評価を受けているとのことでした。

今後の課題として、宿泊施設の上限、実習を担当する教員負担の面で、実習人数に制限があること、また、低学年を含めた全国の獣医学生への周知、旅費助成等の拡充が挙げられています。

私からは以上です。

○佐伯部会長 上松臨時委員、ありがとうございました。

それでは、現地調査に同行した石井係員より、補足説明、コメント等があればお願いいたします。

○石井係員 事務局の石井と申します。よろしくお願いいたします。

今回、上家委員と上松臨時委員の鹿児島県の現地調査に同行する機会をいただきましたので、少々、私の方から感じたことを御報告させていただければと思います。

まず、鹿児島県における産業動物獣医療の提供体制について二つの観点からお話しさせていただきます。

まず、1点目、条件不利な地域における持続的な獣医療の提供という点です。

鹿児島県は国内有数の畜産地帯であり、離島も多く含まれているということで、獣医療の提供が難しい地域です。特に、離島での診療というのは、収益面だけではなく、電波アクセスなどインフラ面でも非常に課題が多いことがよく分かりました。

その中で、特に開業獣医師のような方が離島のような条件不利地域を対象に診療を続け

るということは、非常に困難であるということが分かりました。その解消のためには、やはり自治体からの支援や周辺環境の整備が不可欠であると感じました。

今回の調査では、村からの遠隔診療に対する対価の支給であったり、離島における光回線の導入などの環境整備が行われており、非常に先進的であると思った次第です。

しかし、上家委員もおっしゃっていましたが、獣医師個人の方への負担軽減という点では、更なる支援がまだ必要なのではないかというふうにも感じております。

また、鹿児島だけではなく、地域によってその診療の形態であったり、獣医師の数であったり、そういったところは異なるかと思いますので、それぞれの地域に合わせた形での支援が当然ながら重要であるとも感じました。

また、臨床獣医師の方から、遠隔診療について遠隔診療用のアプリであったり、ソフトウェアがまだ実態に見合っていないというお声も伺いました。

遠隔診療の技術というのは、現在発展途上であるというところと、また、遠隔診療のシステム自体が獣医師の負担軽減という目線で作られている場合が多いかと思います。今後、農家側を含め、全ての人が使いやすいような、そういったシステムというのが構築されていく、より洗練されたものにはなっていくかと思いますので、現場の獣医さんの皆様におかれましては、より現場の声をフィードバックしていただければと思います。

また、臨床獣医師の方が遠隔診療を導入したことによって、死亡率が低下したという報告をいただいております。これは遠隔診療によって、離島における適正な獣医療が提供されたという証明でもあるかと思いますので、今後、遠隔診療の普及であったりとか、こういった事例の展開というのを図ってまいりたいと考えております。

あと、2点目、獣医学生の内ターンについてです。SKLVでは、昨年4月から内ターンの方、始まっておりますけれども、SKLVの関係者の方の声としてはまだまだ獣医学生の方に周知が足りていないという、そういったお声をいただきました。

獣医学生の方に広く周知してしていくというのは非常に重要なことでありまして、農林水産省でも先週金曜日から、各所に点在している内ターン情報を集約した獣医学生向けのホームページというものも開設いたしました。

そういったものを利用して、獣医学生にとって、やはり大学であったり、学年の垣根を越えたつながりは非常に有益なものかと思いますので、より多くの獣医学生が内ターンの方に参加していただいて、そのつながりを業界のために使っていただければと思った次第でございます。

すみません、長くなりました。以上でございます。

○佐伯部会長　ありがとうございました。

鹿児島県の産業動物獣医師の確保対策の現状や委員による提言は、他県においても参考になると思います。

一方では、御報告いただいた内容を見ますと、やはり鹿児島県という非常に畜産県でも獣医師の不足があったり、また、遠隔診療についても良い面も多々あったりする一方では、ウェブの環境がちゃんとしていなければやはり使えなかったり、恐らく農家の方も高齢者が多かったりすると、使いこなせないと思われると思いますし、逆に獣医師の負担が増えるところももしかしたらあるのかもしれないので、そういうところも問題なのかなというふうには思いました。

それでは、この議事1につきまして、委員の皆様方の御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

高木先生、お願いいたします。

○高木（哲）委員　麻布大学の高木と申します。よろしくお願いします。

遠隔診療に使用されるアプリというのは、ちょっと今お話がありましたけれども、何か複数あるとかそういう感じなんですか、現状。どんなような機能があるんですか。例えば、電子カルテとかというのは、どういう状況になっているんですか。

○石川係長　ありがとうございます。

遠隔診療は特に、今、私達で見ている産業動物の学習に使うようなアプリは幾つかありまして、おっしゃったように、電子カルテと連携するようなもの、あとは獣医師ごとの勤怠管理を兼ね備えているようなもので、今、出勤している獣医師とボタン一つで遠隔診療がつながるみたいな、そういうようなものもございまして、これら幾つかの中から例えばNOSA Iの診療所さんが取捨選択をして導入しているというような状態です。

○高木（哲）委員　そのアプリケーションというのは、現場のニーズに合ったものということでもいいんですか。

○石川係長　NOSA Iの診療所と一緒に開発をしているというところもございまして、そういう意味では獣医師側のニーズはかなり捉えられていると思います。

一方で、やっぱり農家さんからすると、使うのが難しかったり、ワンタッチで使いやすくなったりしているものの、そこに限界もあるのかなというのは少しあります。

○高木（哲）委員　そうですね。なかなか実際のユーザーの声をうまく拾ってくれるも

のというのは少ないのかなというふうに思ったので質問させていただきました。

もう一点は、学生さんを募集して、これは恐らく興味があって応募、何ていうか、参加する学生さんがほとんどという理解でよろしいですか。

○石井係員 お話を伺う限りは、SKLVというところを自分から見つけて来てくれる学生というのは、そもそも興味があって非常に行動力のある学生だというふうには伺っています。

○高木（哲）委員 なので、言い方は悪いですがけれども、その人たちって別に何もしなくても多分その世界に入ってくれるので、そうではなくて、あまり興味はなかったけれども、行ってみたいなって思う学生さんを引っ張ってくるというのは結構重要なかなと思っておりまして、そういうのをこれもまた言い方は悪いですがけれども、こちら側が発信するのも非常に重要なんですけれども、やっぱり行った学生さんに発信してもらうというアイデアはいかがですか。

○石井係員 ありがとうございます。やはり、実際に研修に行った先輩から口コミでそういった情報を聞く学生さんは多いと思います。例えば病院への就職などでもそうやって口コミで行かれる獣医学生が非常に多いというふうに聞いていますし、やはりそういったところの生の声をお伝えできるようなものというのは非常に大事なかなと私も考えております。

○高木（哲）委員 何か参加した学生さんにちょっとそういうのも相談してもらったら、例えば何かインスタグラムで広げましたとか、そういうのをやってくれるかもしれないので、基本に私、学生に学ばせて学生発信をできるだけやらせるように、我々の考えよりはよっぽど彼らの方がいいアイディアを持っていると思いますので、是非、御検討いただければと思います。

○石井係員 ありがとうございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問や御意見はございますでしょうか。

お願いいたします。

○落合会長 私のほうからSKLVのことについて質問させていただきたいんですけれども、すみません。

僕もSKLVのことについてはちょっと存じ上げなかったんですけれども、この窓口というのは、例えば中央畜産会とか獣医師会とかVPキャンプ、そういった経路から受け入れるのか、それとも直接アプライして受入れが決まるのか、教えていただけませんか。

○岩田課長補佐 事務局です。

SKLVの受入れなんですけれども、今、落合委員がおっしゃったように、VPキャンプが窓口ですとか、補助事業で実施している中央畜産会が窓口というのを想定しているということで、鹿児島大学が直で受け入れるという話は現地調査に行ったときには話にはなかった状況でございました。

○落合会長 ありがとうございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

ほかにはございますか。

○三浦委員 東京大学の三浦です。

まず最初に、SKLVの運営についてお伺いしたいんですが、鹿児島大学が一応母体となっていらっしゃると思うんですけれども、学生さんはコースとかレクチャーはフリーで、宿泊施設代と旅費だけを払うという形を取っていらっしゃると思うんですけれども、これって運営上、今後、長期で見たときに、予算的にとかそういう難しいことはないんでしょうか。

○佐伯部会長 事務局ですかね。

○岩田課長補佐 ありがとうございます。SKLVの運営自体は大学がというよりは曾於市が運営しているというような形になっているので、大学はそこに入居しているというところにはなっています。

なので、SKLV全体の今後の運営については正直どこまで把握というところはできていないんですけれども、自分たちとしては獣医学生を受入れというところで、獣医学生を増やすことで運営じゃないんですけれども、そういった人口を増やしていけたらいいなというふうに考えています。

○三浦委員 じゃ、基本的にはこの施設自体は曾於市の職員の方と獣医師さんが普通に働いている牧場とかそういうアドベンチャー施設みたいな形に学生さんをたまに年間できるだけ受け入れていくという形を取っていらっしゃる。

○岩田課長補佐 聞いた話だと、曾於市が指定団体を指定して、そこに運営を任せている、その中に大学の研修施設もあり、福祉法人もあり、トレッキングもあり、民間団体も入ったりしているというような状況で、大学ではその施設を活用した獣医学生を受け入れるというところを担当しているというようなところだと聞いています。

○三浦委員 次年度は130名程度を予定されていると思うんですけれども、今のところは

この定員よりも少ない感じですか。もう応募過多で抽選みたいな感じになっている状況なんですか。

○岩田課長補佐 SKLVの方の応募は過多にはなってはいなかったかと思うんですけども、鹿児島大学のヒアリングをした際には、この実習生については今後も増やしていきたいというふうに聞いています。

○三浦委員 ありがとうございます。

○佐伯部会長 あと、福原委員。

○福原委員 動物臨床の福原です。

ちょっと教えてもらいたいんですけども、これは学生さん以外の方も利用されているということでよかったのでしょうか、こちらのSKLVの方は。

○岩田課長補佐 事務局です。学生以外もこの研修施設として利用しているかどうかということかと思うんですけども、まだ獣医学生の受入れというような形と鹿児島大学の授業で使うというようなことをやっていて、今後そういった卒業した学生、卒業した獣医師さん向けの実習もつくっていききたいというようなことを聞いています。

○福原委員 小動物の現場で小動物をやりたくて入ってこられる方もたくさんいるんですけども、やっぱりちょっと違ったなというので離職される方もいるんですね。大動物の方に行ってみたいなと思う方が、一応こういうところに行かれるとすごくいいんじゃないかなと思いました。

○岩田課長補佐 ありがとうございます。自分もそういったコースをここで開いてもらって、小動物から大動物へのシームレスに働けるような形を取ってもらえるとすごくありがたいなというふうに思っています。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

こういう施設があることを知っていただくことも大事なのかもしれません。ありがとうございます。

ほかはもうよろしいでしょうか。

時間もちょっと過ぎてきているんですけども、ちょっと私から一つだけ、上家委員から御報告いただいた三島村のことなんですけれども、ちょっと私が聞き漏らしたのかもしれませんが、遠隔診療で24時間365日ってすごいなと思うんですけども、獣医師は何人で対応されているのでしょうか。

○上家委員 今回、インタビューした獣医さんはお一人で、診療所には一人ということとは

ないんですけれども、基本的にその方のスマートフォンにアプリではなくて電話で来る、もしくはLINEで来るということで、いつも枕元に置いてというような形で、特に年配の方はアプリを使うことがなかなか難しいということもあって、言ってもやっぱり電話で来てしまう。写真送ることもままならないという方もいらっしゃるそうなので、どうしても電話対応という形での遠隔診療も残っているような状態だそうです。

ちょっとごめんなさい、人数については事務局の方が正しく把握しているかと思います。

○石井係員 事務局です。

獣医師の人数に関しては1名で、そのほかに事務員の方が、事務的なところであったり、保険の請求であったりそういったところはやっていると伺っております。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

小動物でもそういうのもあるかもしれませんが、ちょっと大変だなというのはもう率直な感想で、こういうところが何とかなればと思うんですけれども、ちょっと時間も押してしまいましたので、次の議題に移っても差し支えないでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局におきましては、同県の現地調査報告書を全国の都道府県に情報提供するとともに、令和12年度の目標達成に向けた積極的な取組を推進するように指導をお願いいたします。

また、当部会としましても、基本方針及び県計画の実現に資するため、引き続き定期的な検証、関係者に対する助言、指導に努めるものといたしますので、各委員の先生方におかれましては、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、事務局から議事2の「獣医療法に基づく都道府県計画中間取りまとめ」について説明をお願いいたします。

○石川係長 ありがとうございます。

事務局の石川から御説明させていただきたいと思います。

先ほど、岩田の方からも説明しましたが、獣医療法において、国が基本方針を策定し、それに基づいて都道府県が都道府県計画というものを策定することになっておりますが、10年ごとで策定しているこの都道府県の計画について、令和6年度末でその折り返し地点となることから、現状をアンケート調査をしました。

アンケート調査の対象は、都道府県庁ということで、質問事項としては、前回の部会や、都道府県からの意見でもあった、定量的な評価に関する産業動物獣医師に関する今の人数

と目標人数、あと労働時間と割合、定量的に判断するのが難しい部分は定性的に困難事例があるか、その要因等を聞き、都道府県にアンケート調査したところです。

以降のページは、県からの回答をまとめたものですので御承知おきください。

3 ページを飛ばして、4 ページです。

まず、産業動物の臨床の獣医師、診療業務をするような獣医師の先生たちに関する状況です。

都道府県も各NOSA I だとか開業獣医師の皆様に意見を聞いた上で取りまとめているところですが、4 ページは各県のどこが診療困難を抱えているかということ聞き取った地図でございます。

緑塗りのところが都道府県として意見交換をした結果、診療が難しい地域だというふうに認識している場所ですが、中山間地などアクセスが悪いようなところ、能登半島の先端だとかそういうところは分かりやすいかもしれませんが、そういったところが、やはり診療が難しいというところである一方で、神奈川県なんかは横浜の方、都市部も診療が難しいということで、そもそも農家戸数が少ないところで診療所がなくて、そういう意味合いで診療困難地域となっているというようなことが伺えました。

続いて、次のページですが、臨床の先生の定量的な評価でございます。

全国合わせて45道府県から回答があったんですが、それを足し合わせると目標4,330人確保したいというところに対し、現状では313人少ないと。約7%不足しているというような状況で、令和12年度までにこの人数を確保するということを各県で目標としております。

労働時間としては、平時で8時間23分、緊急時で10時間というような形でした。労働の割合、移動が約3割、事務が2割ということで、やはり診療だけに時間を費やせるわけではなく、診療に時間を割けるのは3.5割程度ということで、効率としては低くなっているような、そういうような状況でした。

続いて、次のページ、資料6でございます。

それぞれ臨床の先生がどういう困難を抱えているかということをアンケートした回答ですが、まず、下の段の原因として、農家の点在化が進んでいると。家畜の頭数としては横ばいであるが、農家の戸数が減っているということで、大規模化に伴って農家間の距離が延びております。

それによって、先ほども申し上げたとおり、診療の効率が低下しているというような状



況です。それによって、かなり農家が減って、それに対応する定員、日直人数も減らさざるを得なかったり、効率が低下することにより、収支が圧迫されて獣医師を増員することが難しい。

また、募集はかけられるんだけど、応募がないということで採用できない、離職が増加しているというようなことが原因として、上の段ですけれども、往診が難しくなっている、そもそも受け入れることができない。急患対応が難しい。

それらの結果として、実際にセリ出荷など市場活動において影響が出ているというようなことが聞き取れました。

これらの回答を少し整理をしたのが次のページですけれども、7ページ目をお願いします。

まず、そもそもの原因として、往診距離が延びて診療効率が下がったということで、右側の矢印ですけれども、それによって採算が下がると獣医師を雇うことがそもそもできない。また、左側に移って、採用しても、募集をかけても来てくれない、あとは離職が増加する。そういうことによって、特に遠隔地の診療頻度が下がる。

結果、急患対応や伝染病の発生リスク、経済活動への影響が上がってしまっているというようなことをございました。

これらに対する対応を県としてどういうふうにしているかというのが次のページですけれども、そもそも往診距離が増えて診療効率が下がっているということに関しては、先ほど来、お話をしております遠隔診療を導入して診療効率を上げる。そもそも診療以外の業務も含めて業務の効率の改善に努めるというようなことをございました。

採算の低下に対しては新たな収益構造の構築をする。まず、先ほどあった生産獣医療を導入して、今までの一般診療以外の部分で収益を立てたり、そもそも値上げに踏み切るといったような対応をしているということをございました。

獣医師を雇えなくなっているということに関しては、県だけではなくて、市とか町が補助をするという形で対応しているところもありました。

獣医師の採用が減ってしまって離職が増えてしまっているという左側のところには、リクルート強化です。それでもなお、遠隔地の診療が難しいということであれば、「他のプレイヤーの参入」というふうに記載をしていますけれども、例えば、家保が一部地域を見ろという形を取っていたり、県外の獣医師が来て、県境なんかではそういうのが多いというふうに聞いていますけれども、県外の獣医師が対応。退職していった獣医師を臨時採用

というような形だとか、様々な形でまた雇って、また働いていただくというような形、また、小動物の先生にも参入していただくというようなことでございました。

あと、一番最後にありますが、急患対応が難しいとか、休診日が必要なんだということをもっとも農家さんに御説明をして、休診日を設定するというのも根本的かもしれませんが、そういった対応をしている都道府県もあるとのことでございました。

ここまでの臨床の診療の獣医師の状況でございます。

9ページへ行って、次、10ページ、めくっていただきまして、家畜衛生公務員です。公務員の中でも、家畜衛生分野の獣医師の状況をアンケートしたものでございますけれども、ほとんどが黄色になっているということで、45件回答いただいたうち40件が何かしらの困難を抱えているというようなことでございました。

困難事例がないというふうに回答したのは、やっぱり神奈川だとか、大阪、そもそも産業動物があまり多くない、かつ地理的にも人気がある場所というようなところでして、そこ以外は多くは何かしらの困難を抱えているというような状況でございます。

11ページに行ってください、これも同じく目標は2,265人ですが、現状では314人、約14%不足しているということで、数字だけを見ると臨床の状況よりも、こちらの方が不足している割合が多くなっている。

労働時間について、各都道府県の方々、平均を出すのは難しいということでしたけれども、全体をなべて横並びにして平均値を取ると、こういうような状況になりました。

緊急時は、やはり家畜伝染病発生に伴う殺処分などそういった業務もございますので、昼夜を問わず対応しなければならないということで、長い時間働いているというような形です。

12ページに移っていただきまして、困難の事例とその原因ということですが、まず、現状としては、都道府県、特に家畜衛生保健所において、生産性向上に関する業務だとか病性鑑定といった業務を縮小せざるを得なくなっているというような状況と、その結果、やりがいが増したというような声が聞かれております。

原因としては、そもそも人員が不足している。あとは、業務が増えている。家畜伝染病関係の業務が増えている。結果として、1人当たりの残業時間や休日当番数が増加したというようなことでございました。

これも図示したものが次のページ、13ページですが、伝染病規制関係の業務が増えたり、採用難、離職増によって人員が減ることにより、1人当たりの業務量が増え、そ

の結果、縮小される生産性向上といったような振興的な業務が減らされます。

結果としてやりがいが増少するということで、このやりがいの減少、やりがいの低下が原因だというふうに回答していた県もございましたので、このやりがいの低下がまた人員の不足につながってという形で悪循環してしまっているような状況だというようなことでございました。

最後のページですけれども、ここも各都道府県がそれぞれどういうふうな対応しているかということで、まず、そもそも業務を取捨選択してということで、農水とよく意見交換をさせていただいておりますし、併せて、採用難の部分はリクルートの強化、人員が減っているというところ、右側に関しては、獣医師以外の人でできることに関しては獣医師以外、事務職において、畜産系だとか事務系の方にもお願いするというような対応を取っておられるということでございます。

1人当たりの業務量が増加しているということで、この点に関しては、電子化などによる業務の効率化。

やりがいの低下というところですね。まず、右側ですけれども、研修を充実させる。あとは、かなりの多くの県で初任給調整手当など、給料がアップするような取組をなされておりますが、そういった待遇の改善によってやりがいの低下を防いだり、あとは離職を防いだりということで対応されているということでございました。

これらリクルートの強化ですとか、例えば待遇の改善なんかもそうですし、農水省で今予算として確保している修学資金であるとか、インターンシップの助成、そういったところでも各都道府県の要望に応えつつ、特に先ほどの獣医師不足に関する対応を進めているところでございます。

一方で、このやりがいの低下の部分です。やはり国として補助しにくい部分でもありますし、産業動物の公務員の世界だけでは知見が足りない部分もございます。特にこの後、御意見を頂戴したいと思いますけれども、やりがいの低下に関してどういったことを自分の職場でなされているかとか、全然、産業動物でも小動物でも分野は問いませんので、そういったことがアドバイスとして頂戴できるといいと思っております。

事務局からの説明は以上です。

○佐伯部会長 御説明ありがとうございます。

特に家畜衛生公務員のことについてはかなり困難を抱えている県が大半であるということで、深刻なことだと思います。

この議事、今御説明いただきました議事2につきまして御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

特に、先ほど事務局からの説明でもありましたようにやりがいの部分をどうするかというところ、もしお考えがありましたらお願いいたします。

ありがとうございます。お願いいたします。

○山田委員 獣医師が足りないと。産業だと臨床獣医師が足りないということについて、もうめちゃくちゃ忙しいという状況をよく聞いております。

それで、獣医師が足りないから数を増やして解決しようというそういう流れだと思うんですけども、私、一つ提案は少ない獣医師でも回せる工夫、これを考える必要があると思うんですね。

それが愛玩動物獣医師の職域拡大、獣医さんじゃなくてもできる仕事をわざわざ獣医さんがやる必要はないという話が今から、さっきから上家委員からも出ていましたし、議論の中で出ています。

こういう獣医師じゃなくてもできる仕事は、愛玩動物獣医師にやってもらおうと、獣医師の仕事というのは任せられるとそれは楽になると思うんですね。例えば、点滴を打って、点滴が終わるまで農家さんとお話しして待っていると。その時間って、もうとても無駄なわけですね。愛玩動物獣医師と相性がいいの私は遠隔診療だと思うんですけども。

○石川係長 愛玩動物看護師ですね。

○山田委員 はい、愛玩動物看護師。すみません。

例えば、この遠隔診療で、起立不能の牛で、これはカルシウムを打ってというのは画面越しに判断できますね。わざわざ獣医師が運転して、この移動の時間が2.9割ですか、この時間をかけなくても、愛玩動物看護師が行って、それで耳を触って体温を測って採血して、これは間違いなく産後起立不能症ですと。

そうすると、もうそこでレシピというのはある程度決まっていますので、そこで指示をして、愛玩動物看護師が身体検査しながらカルシウムを入れるとか、あるいは乳房炎検査、わざわざ獣医師が行っておっぱいを消毒してやらなくても、結果を遠隔診療で見せる、画面越しに伝わらない部分、ダメができていますとかということは、これは看護師が目で見えて獣医師に伝えて、乳房炎なんかをこういうふうに入れてくれとかという指示をする。

これが獣医師が数を増やさなくても、獣医師の負担を減らす工夫だと思うんですね。これはまさに愛玩動物看護師、そのうち数が1万件しかない動物病院で、今、すごい数が出

ていますね。飽和すると思うんです。

そのときのためにも、今のうちから愛玩動物看護師に、こういう産業動物の方も分野に入れてもらうということを考えるのがいいかなと思ひまして、実際、NOSA I 北海道の研修所には看護師さんがいらっしゃって大活躍されています。そこはいいモデルだと思うので、是非、農水省で見ていただきたいなと思います。

獣医師が指示をして看護師が処置するというのは、これは海外ではもう普通にやることで、私は遠隔画像診断が自分のテーマなんですけれども、海外で実際に見たのは、小動物の往診先に看護師がポータブルの超音波を持って行って、それでここで超音波検査を往診先でやるんですね。その画面を獣医師が見て、ちょっと胆嚢見せて、じゃ、右葉見せて、じゃ、腎臓見せてと言って、じゃ、これ90度回してって、看護師はもう操作は慣れていますので、それで遠隔診療、超音波ができていました。

こういう新しい取組を入れないと、どうやったら獣医師さんを増やせるだろうかというだけだと、なかなか頭打ちだと思いますので、少ない獣医師でもできる工夫というのを考えていただきたいなと思いました。

以上です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

何か、これ、事務局の方からコメントはありますか。

○岩田課長補佐 山田委員、御意見ありがとうございました。

愛玩動物看護師もということで、恐らく産業動物の分野にも看護師制度をとというようなことかなということと理解したところですが、そういった御意見も現場から出てきているというところは承知しているんですが、愛玩動物と異なる点もありますので、簡単に御説明させていただきたいというふうに思います。

産業動物については、以前からの飼育者自らが産業動物獣医師の補助者となるようなことで、生産コストの低減ですとか疾病管理を行ってきたというところがございます。

また、愛玩動物看護師と異なって、産業動物分野においては民間の類似資格がないというところが大きな違いであり、愛玩動物看護師は今までずっと民間資格だったものを愛玩動物看護師制度というものに移ったというふうに承知しているので、そもそも、その十分な技術を担保するためのシステムがまだ整っていないんだらうなというふうに考えているところです。

なので、代わりに産業動物看護師制度を創設した場合も、生産コスト増も含めた制度運

営の自立性ですとか、一定の獣医療技術を担保するシステムというのを含めて十分な検討が必要なんだろうというふうには事務局としても考えているというような状況でございます。

○山田委員 検討してください。せっかく、こんないい提案をしているんですから、できないから入るんじゃなくて、どうやったらできるかということを考えるのが僕はお役人さんの仕事だと思うし、国民が期待しているところなんですよ。

○岩田課長補佐 承知しました。意見としていただきまして、検討もしていきたいというふうに思います。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

先ほどの御報告でも、獣医師が管理する部分を増やしていった方がという意見もありましたので、是非御検討もお願いしたいと思います。

そのほか、御意見、御質問はございますか。お願いいたします。

○安齊臨時委員 臨時委員の安齊といいます。

ちょっと、質問と意見と三つほどあるので、一つずつちょっとお願いしたいんですが、まず質問なんですが、この獣医療を提供する体制、私、前回の10年計画のときにも関わらせていただいたんですが、基本方針をつくってそれが都道府県に行ったときに、計画を提出されない都道府県というのが1都1府1県あると思うんですが、これはどうして出てこないんですか。

○石川係長 都道府県計画については策定できる規定になっておりまして、策定することが義務にはなっておらず、各都道府県が判断することになっております。各都道府県において、例えば産業動物獣医療の体制に困難をきたしているので計画的に進めなければならないというふうに考えている場合は、各都道府県の判断によってつくられるんですが、そういったことがなければ、特段計画を策定しないという判断をされるというようなことかと思っておりますが、今、策定していないのは1都1府と三重県があるんですが、三重県に関しては策定する方向で動いているということを聞いています。

○安齊臨時委員 せっかく10年に一度、国の施策を立てるわけなので、やはりよほど積極的な理由がない限りは立てていただくという方向で、お願いベースになるのかよく分かりませんが、の方がいいのかなという、我々、そこに関わった人間としてもそこは是非希望したいなというふうに思っております。

それから、質問というより、ちょっと意見なんですけれども、恐らく今、中間報告を取

りまとめる中で、石川さんからメールでもありましたように、積極的な意見が欲しいということは次の10年計画に向けてそのうち作業に入るときのことかなというふうに思うんですが、その中で今の御紹介いただいた、これは私の個人的な意見ですが、臨床分野に関しては、人数については、大学の定員も増えたことですし、少しそこを様子を見てということになるかと思うんですが、ここに出ている中で、やはり移動に関わる時間が多いと。2.9割ですか、臨床だと。

この辺については、全く個人的な意見なんですが、10年計画を立てるときに、例えば何らかの数値目標を立てるとか、あと細かな工夫は各都道府県によって事情がそれぞれ違うと思うので、人数と同じように移動時間に何かしらの定量的な目標を立てるというのも一ついい方法なのかなというふうにちょっと感じた次第です。

それから、もう一つ、公務員の方については、やはりこの困難事例で出てくる中で、生産性向上に関する業務や病性鑑定業務を縮小したと。特に私、自分の経歴からいってもその病性鑑定業務を縮小したというのは、そもそも家畜衛生保健所なわけですから、これはやはりちょっと由々しき問題かなという気がしております。

その原因は、恐らく、いろんなあれもこれもといういろんな仕事が増えていく中で、病性鑑定業務が縮小せざるを得ないということかと思いますが、やはりどこかで本来の姿に立ち返って、病性鑑定も含めた家畜衛生業務のための家畜保健衛生所だということは、方針として打ち出されたらどうかなという気がしておりますので、ちょっと意見として述べさせていただきました。特に答えはなくても結構です。

○石川係長 ちょっと一点だけ、病性鑑定というのも、やっぱり都道府県の家畜保健所において第一義的な業務でございますので、これはごめんなさい、緊急特定疾病であるとか、法定伝染病というような甚大な広がりやすい感染症がないことが分かっているような病気、慢性疾病であるとかそういったことの解剖に対応できる頻度が減ったとかということでございますので、もちろん、それが減ること自体に問題がありますので、そこの業務に立ち返れるような形で体制を整備したいと思っています。

○山田委員 必ずしも、いわゆる伝染性疾病だけじゃなくて、通常のコンベンショナルな感染症の病性鑑定、それも農家の方とのコミュニケーションにもつながりますし、大変重要な業務だと私は思っています。

○石川係長 ありがとうございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。ほかはございませんか。

○和田臨時委員 獣医師の不足であるとか偏りですよ。お医者さんの世界でも同じようなことが今現在起きていると思っていて、幾つか報道を見たことがあるんですが、やっぱり分野での偏りですとか、地域の偏り、特に東北であるとか日本海側というなかなか都市部から遠いところ、交通の利便性が悪いところって、やっぱりお医者さんの世界でも偏りがかなり起きてしまうようです。

自分の技術レベル、レベルアップにつながらないような地域にはなかなか行かないということで、厚労省の方ではそれに対して検討しているというような報道を聞いたことがありますが、今回の産業動物に関わる獣医師の偏りであるとか、地域性の問題であるとか、そういったことを厚労省で検討している内容というのが修学資金だけではないと思うんですが、その辺からいろいろな似たような状況が起きている中で、いろいろな情報というのは、検討会の情報ですね、そういったものを参考にすることはできないでしょうかという質問です。

○石川係長 和田委員、ありがとうございます。

確かに、医師においても同じように地域偏在、職域の偏在が起きているというのは承知しておりますし、修学資金以外にも、厚労省が審議会というような形を立てていろいろ検討しているということも承知しております。

もちろん、同じように参考にできるようなところもありますし、一方で規制を使った、厚労省の方ですとある程度研究を積まないと一定分野の自由診療の開業に関して制限がかかったりだとか、そういうようなことを規制的な側面からも対応策を打ってというようなことを承知しております。

そういったこと、もちろんまねするという形も必要だというふうには思っておりますので、どこまで同じような対応ができるか、参考にできるところがあるかというのは、これからこの医者の分野の議論というのも参考にしながら、まねできるところは修学資金であるとか、インターンシップみたいな形でまねをしてということで取り入れていきたいというふうに思います。

○和田臨時委員 ありがとうございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

まだ御意見とかあるかもしれないんですが、ちょっと時間が押してしまっております。ただ、重要な問題ではありますので、また御意見とか御質問がありましたら事務局の方にメール等でお知らせいただくということで、引き続き検討していただくということでお願い



いをいたします。

これまでの議事について事務局から何かであるということなのですが、お願いいたします。

○岩田課長補佐 冒頭、御説明したとおり、議事１、２の議事録につきましては、資料とともに当省ホームページに掲載させていただきます。後日、内容の確認をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○佐伯部会長 熱心に御議論いただいてよかったなと思うんですけども、以上で議事の１、２の審議を終わりたいと思います。後半の議題につきましては非公開のため傍聴はできませんので、報道関係者の方、傍聴席の方におかれましてはオンラインも含めて御退席をお願いいたします。

(報道機関、傍聴者 退室)

○岩田課長補佐 最後になりますが、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長の星野より御挨拶させていただければと存じます。

○星野課長 本日は、先生によりましては朝から部会、それから本審議会ということで、はしごでずっと御議論いただきましてありがとうございました。

また、４時半から始まりました計画部会の方も、今ほど現状を報告させていただきながら皆さんの御意見をいただきましたので、また今後、産業動物獣医師の確保と、あと活躍の場を我々もどんどんつくっていかねばいけないと思っていますので、また引き続きいろいろな御意見をいただければというふうに思います。

また、今回鹿児島の方まで御出張いただきました先生方、本当、御協力いただきましてありがとうございました。いい事例が収集できたと思いますので、これも横展開して、全国の方に進めていきたいというふうに思います。

引き続きまして、産業動物獣医師の確保につきまして、この計画部会の方で御議論いただきながら、よりよい獣医師の環境作りということで進めていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、最後になりますけれども、本日はこの後、懇親会の方も用意しておりますので、御参加を御希望の先生方は是非この後、忌憚なく、引き続き御意見をいただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○佐伯部会長　ありがとうございました。

以上をもちまして令和6年度獣医事審議会第2回計画部会を閉会させていただきます。

本日は御多用中にもかかわらず御出席をいただきましてありがとうございました。

午後5時57分　閉会